

令和6年10月分
(12月支給) から

子育て世代の皆さんへ

児童手当の制度を拡充します

問い合わせ先 こども課 ☎(76)0995



市 HP

変更内容

①支給対象年齢を高校生年代まで延長

高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）までの児童がいる世帯が支給対象

②所得制限の撤廃

所得に関係なく、高校生年代までの児童がいる全世帯が支給対象

③第3子以降の支給額を増額

第3子以降の児童は支給額が月額3万円

【第3子以降の数え方】

保護者の経済的負担（※1）がある大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）以下から数えて、3番目以降（※2）の支給対象児童の手当に「第3子加算の増額」を適用（下表参照）

※1…学費や家賃、食費相当の少なくとも一部を負担している状況で、仕送りなども含む。

※2…第1子が22歳に達する年度末を過ぎると、第2子が「第1子」扱いとなる。

【算定例】

年齢	算定	支給額（1人当たりの月額）
21歳	第1子	
17歳	第2子	1万円
14歳	第3子	3万円

9月分まで（月額）		令和6年10月分から（月額）	
1万5千円	0～2歳	1万5千円	第3子以降
1万円 <small>※第3子以降は1万5千円</small>	3歳～小学生	1万円	0～18歳に3万円
1万円	中学生	1万円	
なし	高校生	1万円	
世帯主年収960万円以上は5千円の減額、1,200万円以上はなし (夫婦どちらかが働き、子ども2人の世帯)		高所得者	所得制限を撤廃

支給額

児童の年齢・支給額（1人当たりの月額） 3歳未満…1万5千円、3歳以上～高校生年代…1万円

※第3子以降は3万円

支給月 2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回

その他 毎年10月に送付していた支払通知書（はがき）は、廃止となります。

申請が必要な人

①末っ子が高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）で、現在、児童手当を受給していない人

②所得上限額超過により、現在、児童手当を受給していない人

③現在、児童手当を受給中で、大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）以下の子を3人以上養育している人（大学生年代の子の経済的負担がある場合に限る）

④現在、児童手当を受給中で、高校生年代の子が住民票上別居している人

申請受付期間 9月5日(休)～10月16日(休)（土・日曜日、祝日を除く）

※申請期間を過ぎても令和7年3月31日(月)までに申請を行えば、令和6年10月分からさかのぼって支給します。

申請受付場所 こども課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課